

令和五年八月三日付け広島県報（定期）第六十号に登載の広島県告示第九百八十八号（広島県内水面漁場計画等の定め）の一部を次のように訂正する。

農林水産局水産課長

ページ	行	正	誤
別冊の二二六	下から一八	ス 大谷川における東城町 替「大谷橋」下流側右岸 付け根	ス 大谷川における東城町 受原「大谷橋」下流側右 岸付け根
別冊の二二六	下から一七	セ 大谷川における東城町 替「大谷橋」下流側左岸 付け根	セ 大谷川における東城町 受原「大谷橋」下流側左 岸付け根